

# 企画競争説明書

業務名称：ウクライナ国人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト

調達管理番号：23a00727

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（3）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年12月13日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年12月13日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ウクライナ国人道的地雷・不発弾対策能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年3月 ～ 2027年7月（41ヶ月）

### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の11%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の11%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の11%を限度とする。

4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降): 契約金額の7%を限度とする。

#### 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス: [Ogaito.Ayumi@jica.go.jp](mailto:Ogaito.Ayumi@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 平和構築室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年12月19日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年12月20日 12時
3	質問への回答	2023年12月25日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年1月18日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年2月7日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先: <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

#### 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速

やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.(3) 参照
- 2) 提出先：上記4.(1) 選定手続き窓口宛、  
CC: 担当メールアドレス

### 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】 調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4.(3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依

頼メールをe-koji@jica. go. jpへ送付願います。

- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica. go. jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### （3）提出先

#### 1）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2）見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica. go. jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（4）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

#### 3）別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、  
上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica. go. jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

#### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (3) に示す上限額を超える提案がある場合）

### 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (3) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

##### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. フィードバックのお願いについて

弊機構では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています（現時点では、2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定）。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、ウクライナ「地雷・不発弾分野支援に向けた基礎情報収集・確認調査」報告書等の関連資料を参照してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項	提案を求める背景
1	研修実施に必要と考えられる機材の仕様	第7条	研修実施に必要と考えられる機材の仕様/数量

	/数量		
2	現地/第三国研修等の実施方法について	第4条2.(2) (3)	現地/第三国研修等の実施方法について（本邦研修も含め、各研修が分担し実施する内容、実施方法等）

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) 想定する具体的な事業連携（JICA事業、他ドナー、民間等）

2022年9月～2023年9月に実施した「地雷・不発弾対策支援に向けた情報収集・確認調査」ではパイロットプロジェクトとして、東北大学の佐藤源之名誉教授が開発したデュアルセンサー<sup>1</sup>地雷探知機（ALIS）4台の供与と二度の研修（導入研修およびフォローアップ研修）を実施した。その結果を踏まえ、無償資金協力でも50台程度の追加供与を予定している。また、そのほかにも日本製地雷除去機の供与（約20台程度を想定）を予定しており、機材導入研修にあたっては、それら機材供与のスケジュールを考慮したうえで、供与する機材が適切に活用・維持されるよう適時に研修を実施することが求められる。無償資金協力によって供与される予定の機材および納入時期については貸与資料にて閲覧が可能である。

#### (2) 研修実施のフェーズ分けの考え方について

2023年10月現在、ウクライナでは戦闘が継続していることもあり、SESUの優先課題は通報に基づく、もしくは重要インフラや解放された居住地等の緊急的地雷除去対応に重点が置かれており、中長期的な能力強化にかけられるリソースは限られている状況である。また、ウクライナにおける非軍事的・人道的な地雷・不発弾対応にかかる戦略・政策・実施体制は、現在ウクライナ政府内にて調整中であり、SESUについては引き続き地雷・不発弾対応（特に探査・除去）において重要な役割を担うことが想定されてはいるものの、具体的にどのような業務を担うかについては不透明な部分も残る。そのため、プロジェクト前半においては無償資金協力で供与される機材にかかる操作研修を中心に実施し、プロジェクト後半において中長期を見据えた能力開発研修を実施することを想定している。ただし、前述の通りSESUによる地雷・不発弾対策業務の詳細は今後のウクライナ政府による関連政策

---

<sup>1</sup> 金属探知機と地中レーダーを組み合わせたもの

や戦況に応じて変化することも考えられることから、「プロジェクト後半における中長期を見据えた能力開発研修」を実施するタイミングは、ウクライナの状況および地雷対策体制の構築状況や国家戦略・国際的な動向など情報収集を踏まえた上で検討・実施する。また、その検討に当たっては、新たに定められた地雷・不発弾処理にかかる SESU の位置づけ・業務内容及びそれらを踏まえた SESU の業務フロー全体の見直しの方向性や具体的な内容について、SESU と情報交換・協議等を行い、その結果を踏まえる。

### (3) 研修の実施について

ALIS 及び地雷除去機にかかる研修の実施については、運転・運用／保守管理の観点を踏まえた基本的な内容をカバーするとともに、実践的なものとなるような工夫が求められる。現在 JICA は、機材の特性やこれまでの協力実績の有無等を踏まえ以下のような研修の組立を想定しているが、これにとらわれることなく、上記要求を満たすものを計画する。

研修対象	基礎編	応用編
ALIS	第三国研修及びオンライン研修による対応。 (各 2 回程度)	オンライン研修による対応 (1 回程度)。 第三国研修は必要に応じ検討。
地雷除去機	メーカー等とも協力しつつ、本邦研修 (座学、基礎) と第三国研修 (実践) を組み合わせたプログラムによる対応。 (2 回程度)	必要性を踏まえて実施を検討 (含オンライン対応)。
その他	ウクライナ側から人道的地雷除去にかかる具体的な計画・方法論 (Non Technical Survey, Technical Survey, Clearance 等) についての研修が要望され、これら要望に応じて研修を追加する可能性がある。必要性が認められれば追って契約変更を行う予定。(本邦研修等 1 回程度)	

### (4) 実施体制および業務分担

前述の「地雷・不発弾対策支援に向けた情報収集・確認調査」では、パイロット事業の実施にあたって JICA と長年の協力関係にあるカンボジア地雷対策センター (CMAC) と協力のもと、ALIS の研修を実施した。また、無償資金協力にて供与予定

である機材にかかる研修については当該機材の開発者や製造企業との協力が不可欠である。

上記を踏まえ、本プロジェクトでは、①自身が地雷汚染当事国でもあり人道的地雷除去にかかるノウハウをもつ CMAC による技術的なインプットの活用、当該機関が提供する研修プログラムへの参加、当該機関関係者とウクライナ側関係者の相互訪問・視察等を組み合わせるとともに、②無償資金協力にて供与予定機材（特に地雷探知機 ALIS や地雷除去機）を開発・製造する企業等と協力しつつプロジェクト目標の達成を目指すことを想定している。

また、ウクライナにおける戦争は現在も継続状態であり、必要とされる支援ニーズも戦況に応じて変化していくことが予想されているため、SESU のニーズに応じたきめ細かな対応が可能となるよう、CMAC と本プロジェクトの調整窓口として CMAC 本部（カンボジア、プノンペン）を拠点として長期専門家を 1 名配置予定である。そのため、本契約業務では同専門家および CMAC などの関係機関と連携して事業を実施することが求められる。

なお、カンボジア国内で実施する本プロジェクトに関係した研修・各種セミナー等については、本契約業務から支出する。

#### （５）委員会などの設置

プロジェクトの効果的かつ確実な実施のため、本事業においては以下の組織を設置する。受注者は、C/P が会合の開催を調整する支援を行い、会合に参加する。受注者は、事前に JICA ガバナンス・平和構築部に対しプロジェクトの進捗を説明し、JICA との協議の結果をもって会合に臨む。

- 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee, JCC）

活動方針に係る協議と合意をウクライナ側と行う際には、C/P と事前に協議を行った上で、JCC を開催して承認する。

#### （６）案件実施地域

JICA 安全対策措置に則り、2023 年 10 月では邦人のウクライナへの渡航は想定していない。そのため、事業実施にあたってはオンライン、本邦、第三国での研修を基本とする。他方、今後の安全管理体制の確立等により、JICA 関係者（邦人）のウクライナ入国が可能と判断した場合には、安全対策に万全を期した上で、ウクライナ国内において活動を実施する。ウクライナへの渡航が可能となった際の研修方法・場所変更にあたっては、受注者と JICA の間で協議し必要な人月・経費を改めて計上する。

## (7) プロジェクト広報

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果がウクライナ、日本、第三国(カンボジア等)研修実施国民に正しく理解されるよう、各国関係機関と協力して、効果的な広報に努めること。また、JICA のホームページや SNS 等への掲載資料の提供、記事の執筆、情報発信等、JICA が実施する広報活動に協力を行う。

JICA ロゴの使用については「JICA CI (ロゴ) 運用マニュアル」に従って使用することとし、それに抛りがたい事情がある場合は、JICA に相談する。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

- ① 成果1：機材の効果的な運用のための仕組みが開発される。

活動 1-1：ウクライナの実情に即して、異なる地雷対策ツールの効果的な運用について検証する。

活動 1-2：供与された機材について、必要に応じて SOP<sup>2</sup>の作成・更新を支援する。

- ② 成果2：提供された機材を適切に活用するための SESU の各職員及び部署の能力が強化される。

活動 2-1：SESU の体制強化に必要となる機材を納入する。

活動 2-2：機材操作、メンテナンスに関する研修を実施する。

活動 2-3：オペレーター/技術者向けの研修カリキュラムを開発する。

活動 2-4：オペレーター/技術者向けの機材操作、メンテナンスに関する研修を実施する。

活動 2-5：トレーナー向け研修 (TOT) カリキュラムを開発する。

活動 2-6：TOT を実施する (CMAC または本邦メーカーとの連携)。

- 活動 1-2 に掲げる SOP 等技術資料については既存のものもしくはドナー等

---

<sup>2</sup> Standard Operating Procedures (標準作業手順書) の意味。作業や機器毎に作業方法・手順を定めるものであり、IMAS (International Mine Action Standards) が SOP 策定にあたってのガイドラインを公開している。(<https://www.mineactionstandards.org/>)

により新しく作成されたものがあればそれらを踏まえること。(地雷除去機についてはカナダが作成しているとの情報があるが、最新状況については業務開始後に確認すること。)

- 活動 2-2, 2-4, 2-6 では現地・本邦あるいは第三国での研修実施が想定される。

## (2) 現地国内研修及び第三国研修の規模

各研修の想定規模は以下のとおり。<sup>3</sup>

### ① 現地国内研修（オンライン）

実施回数	約 4 回
対象者	SESU 地雷除去員、機材担当者等
参加者数	約 12 名/回
開催期間	約 3 日/回
実施場所	オンライン
実施形態	オンライン ※現時点では JICA 安全対策措置によりウクライナ国内への渡航が困難であることから、オンラインでの実施を想定しているが、安全状況等を踏まえ現地渡航が可能となる場合には現地対面形式での実施に切り替えることも検討する。研修方法・場所変更にあたっては、受注者と JICA の間で協議し必要な人月・経費を改めて計上する。

### ② 第三国研修

#### i) 地雷除去機にかかる研修

実施回数	約 2 回
対象者	SESU 機材オペレーター、地雷除去員など 地雷除去機を使用することが想定されている要員
参加者数	約 12 名/回
開催期間	約 9 日/回
実施場所	カンボジア（同種の機材が配置されているため）
実施形態	対面

<sup>3</sup> より効率的・効果的に実施する方法があればプロポーザルにて提案すること。

ii) ALIS にかかる研修

実施回数	約 2 回
対象者	SESU 地雷除去員 地雷探知機 (ALIS) を使用することが想定される要員
参加者数	約 12 名/回
開催期間	約 7 日/回
実施場所	ポーランド、カンボジアなど
実施形態	対面

(3) 本邦研修・招へい

- 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- 想定規模は以下のとおり。

研修内容	地雷除去機操作・維持管理（座学、基礎）。他、プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 3 回
対象者	地雷除去員、SESU マネジメントレベル等
参加者数	約 12 名/回
研修日数	約 15～30 日（移動日を含む）/回

(4) その他

① 情報収集

ウクライナにおける地雷・不発弾対策にかかる状況や、ウクライナの優先課題は流動的であるため、別途配置される予定の長期専門家と連携の上公開情報の収集および各種ドナー会合などへの参加を通じて最新の情報収集に努めること。

② 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出

する。

- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に本プロジェクトで取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

### ③ ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

### ④ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

### ⑤ C/Pのキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

### ⑥ エンドライン調査

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

### ⑦ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑧ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑨ 通訳及び現地コーディネーターの配置について

- ウクライナ側との円滑なコミュニケーション及び業務実施のために、必要に応じ通訳（日⇄ウクライナ、もしくは英⇄ウクライナ）及び現地コーディネーターを配置する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から 1 か月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	業務開始から約 6 ヶ月ごと	英語	電子データ	
中間報告書	2025 年 9 月頃	日本語/ 英語	電子データ	
業務完了報告書 (ドラフト・ファイナル)	2026 年 2 月頃	日本語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	3 部
			CD-R	2 枚
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	3 部
			CD-R	2 枚

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リス

トを添付して、発注者に提出する。

- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき本業務で作成する。その際、別途カンボジアに配置されている長期専門家とも連携の上、内容について調整すること。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）

- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

#### (5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

### 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

#### (1) ALIS 運用マニュアル（SOP）

※その他、活動 1-2 に関連して SOP を作成した場合は当該資料も添付する。

### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

- 地雷対策分野における専門的な知見の提供及びワークショップ・研修の実施をウクライナを含む地雷・不発弾汚染国における地雷対策分野での協力実績

がある本邦および第三国の機関、コンサルタント、専門家、NGO 等への再委託とすることを認める。（後述の（5）成果に係る業務内容では1）～4）に関連する。）具体的な業務内容は以下の通り。

- 機材操作・メンテナンスにかかるワークショップや研修の実施
- SOP のドラフトや技術規範に係る助言をするための専門的な知見の提供
- 改善に必要な専門的な知見の提供

## 第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。現行の SESU の作業チームは5人／チームである点を考慮し、適切な数量を計上すること。なお、これら機材についてはプロジェクト終了後の先方への供与を想定している。

	機材名	仕様	数量	機材の別	見積の取扱
1	地雷除去実習用機材（防護服やタブレット等個人装備品、地雷探知機材（深部探知機）等）	研修実施に必要な物品を想定。 <sup>4</sup> 防護品については標準的な個人防護品、タブレットはスマホレベルを想定。	-	事業用物品	定額計上

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

<sup>4</sup> 研修実施に必要と考えられる機材の仕様及び数量をプロポーザルで提案すること。

## 案件概要表

2023年10月12日  
ガバナンス・平和構築部  
平和構築室

**1. 案件名**

- (1) 国名：ウクライナ国  
(2) 案件名：  
(和名) 人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト  
(英名) The Project for Strengthening Capacity on Humanitarian Mine Action and UXO Clearance

**2. 事業の背景と必要性**

- (1) 当該国の現状・課題及び本事業の位置付け

2022年2月以降、ロシア軍と衝突した各地において地雷及び不発弾や未使用の弾薬等の残存爆発物による汚染が全国的に拡大した状況となっている。2022年11月のウクライナ国家非常事態庁（SESU）の発表によると、同国の汚染地域は全土の約30%にあたる175,000 km<sup>2</sup>（陸地）、15,000 km<sup>2</sup>（水中）であるとの報告がなされた。また、2023年9月に開催されたウクライナ政府関係機関による地雷対策にかかる会議では、未だに174千平方キロが汚染状態にあることが報告された。また2022年6月23日までに、地雷等により87人もの犠牲者が発生したとの報告がある（2022年6月、OCHA）。

また、今次戦争は、ウクライナ国民のうち720万人が国外に避難し、700万人が国内避難民化（2022年9月、OCHA）するなどウクライナや周辺国等に多大な影響を及ぼしているが、現時点（2022年9月）においてウクライナ東部・南部地域を中心に戦闘は続いているものの、状況が落ち着いた地域では、復旧に向けた動きも始まっている。ウクライナ政府も、7月にスイスのルガーノで復興会議を開催し、国際社会に対して復旧・復興にかかる支援を呼び掛けている。このような避難民の帰還や復旧・復興への流れを促進するためには、地雷・不発弾による脅威の除去が極めて重要である。

ウクライナにて人道的見地から地雷等爆発物の除去・処理を実施する機関は、国家非常事態庁（State Emergency Unit of Ukraine：SESU）である。SESUは、東部ルハンスク州やドネツク州を中心とした第2次世界大戦当時の不発弾やロシア軍に支援を受けた分離主義勢力との武力衝突による地雷・クラスター弾による汚染に対応するため、ロシア侵攻以前から600名人体制にて除去作業に当たってきたが、ロシア進行に伴う膨大な除去ニーズに対応するために、1,500人体制へと拡張する方針である。（2022年5月、SESUからの聞き取り）。こういった人員増を地雷・爆発物処理能力の増強へと繋げるためには、品質／信頼性が高く近代的な機材（探知機、個人用防護具、車両他）の導入、除去要員への関

連研修の実施が極めて重要である。前述の世界銀行の調査では、これら体制整備にかかる費用は最初の 10 年間で約 101 億ドル、その後の 10 年間で 630 億ドルが必要と試算している。

このような状況に対し、国際社会は地雷・不発弾対策にかかる支援を実施しており、わが国も G7 を始めとする国際社会と連携しながら、国難に直面するウクライナの人々に寄り添った支援を実施していく方針を示している。JICA も本政府方針を受け、関係省庁との密接な協力の下、2022 年 9 月から「地雷・不発弾分野支援に向けた基礎情報収集・確認調査」を実施している。同調査においては、ウクライナにおける地雷・不発弾対策にかかる具体的な支援ニーズの確認を行うとともに、東北大学が開発し、カンボジアにて使用されている、高性能の地雷探知機（ALIS）の操作研修を実施している。

## （2）ウクライナに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

JICA は日本政府の方針に沿う形で、3 つの柱（①ウクライナの国家基盤を支える協力、②地域安定化のための周辺国・ウクライナ避難民への協力、③復旧・復興の準備）を掲げ、既存案件の活用や日本の強みの活かせる新規案件の形成等、緊急人道支援フェーズから復旧・復興開発フェーズでウクライナ及び周辺国に必要となる協力を検討している。

ウクライナ政府は 2022 年 7 月 4 日～5 日にスイス・ルガーノで開催された復興会議において、国家復興計画を発表し、15 の国家プログラムを打ち出している。地雷・不発弾対策については、3 つ目の国家プログラム「Re-build clean and safe environment」に位置づけられており、2022 年中にウクライナ全土の 5% にあたる面積の除去を目指すことと定められたが、依然続く戦闘や資機材・人材の不足等もあり、除去に時間を要している模様である。戦闘が終了したキーウ周辺地域では、避難していた人々が帰還しつつあり、地雷・不発弾対策は、緊急・人道的な対応に加え、中長期的な Build Back Better や持続的な開発を目指すの対応も必要となっている。紛争の推移や和平の可能性を見据えつつ、緊急的な人道支援と中長期的な開発への貢献を目指す必要があるウクライナでの地雷・不発弾対策支援は、人道と開発と平和のネクサス（HDP ネクサス）が求められる分野でもある。

また、JICA 課題別事業戦略「平和構築」グローバル・アジェンダにおいて、地雷・不発弾対策は、国・地域を超えた紛争経験地域に特有な課題として、アジア、アフリカ、南米等様々な地域の汚染国を対象に知見を共有しながら協力を展開することが掲げられている。本事業においても、JICA が協力を展開している他地域の地雷対策協力機関の経験共有等を想定している。また、当該分野の協力は高度な専門性が必要とされる一方で、関係するアクターとの連携を通じた包括的な取組が必要とされているところ、UNDP に対する拠出を行っている日本政府を含む関係者間のネットワーク強化を図ることとする。

## （3）他の援助機関の対応

ウクライナ地雷対策に資金援助・技術協力を行っている主要ドナー国は、英国、米国、ノルウェー、ドイツ、スウェーデン、オランダ、日本、カナダ、フランス、デンマーク、スイス、ポーランド、EU である。支援分野は、地雷・不発弾対策を始め、爆発物リスク教育（EORE）、被害者支援、組織強化等多岐に亘る。地雷対策の協力を行っている国際機関としては、UNDP をはじめ、UNICEF、UNOPS、UNHCR 等があり、国際 NGO の HALO

Trust、DRC、FSD、ウクライナの NGO である DS の 4 団体が認証を受けた団体として活動している。また、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター（GICHD）や国際 NGO 等がキャパシティビルディングや制度に係る支援をしている。

ドナー協調のメカニズムとして、UNDP を議長とし 2015 年に設立された、ウクライナ地雷対策サブクラスター（Mine Action Sub-Cluster in Ukraine: MASC）があり、日本を含む主要ドナー国、国際機関、国際 NGO、ウクライナ政府機関が参加している。定期的に会合を開催し、情報共有を図っている。

### 3.事業概要

#### （1）事業目的

本案件は、SESU を対象に、緊急的に必要な機材等の整備供与及び技術指導を行うことにより、地雷・不発弾対策能力の強化・拡大を図り、もってウクライナ国の復旧・復興に資するもの。

#### （2）プロジェクトサイト／対象地域名

ウクライナ全土（キーウ、ハルキウおよびウクライナ内の地雷汚染地）

#### （3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

SESU

ウクライナ国民

#### （4）総事業費（日本側）：13.86 億円

#### （5）事業実施期間：2023 年 1 月～2027 年 7 月（計 4 年 6 か月）

#### （6）事業実施体制

#### （7）投入（インプット）

##### 1）日本側

・機材供与

・専門家派遣：（長期：ドナー連携/業務調整 短期：地雷対策機材/運営維持管理能力強化、機材運用計画/SOP 開発支援、研修計画/業務支援等）

・研修（本邦・現地・第三国・オンライン）

##### 2）ウクライナ国側

・カウンターパートの配置

・カウンターパートの業務に必要な設備、先方予算の確保

・プロジェクトに必要なデータ・情報の提供

・安全関係の情報の提供、調整

#### （8）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

##### 1）我が国の援助活動

日本は経済支援として 6 億 US ドル相当（780 億円）の借款支援、緊急人道支援として 3 億 US ドルの緊急人道支援、復旧等無償、物資協力、UNHCR の人道救援物資輸送等を実施。また、防弾チョッキ、ヘルメット等の自衛隊の装備品及び物品の贈与、消防機材、通信機器供与を実施、避難民の受け入れなどを実施している。

また、JICAは2023年3月9日および2023年4月14日、無償資金協力として755億1,200万円（緊急復興計画：224億4,000万円 緊急復興計画フェーズ2：530億7,200万円）の贈与のほか、ウクライナ危機にかかる緊急復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査（社会基盤部、実施中）、地雷・不発弾対策支援に向けた情報収集・確認調査（ガバナンス・平和構築部、実施中）、農業分野の支援方針検討に係る基礎調査（経済開発部、実施中）などを通じて、緊急期から中長期の復旧・復興ニーズに迅速に応えることとしている。

## 2) 他開発協力機関等の援助活動

2. (3) の状況を踏まえ、地雷・不発弾サブ・クラスター等を通じた情報交換を進め、他機関の支援との役割分担・相乗効果を図る。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

#### ① カテゴリ分類

C

#### ② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」における「影響を及ぼしやすいセクター・特性」及び「影響を受けやすい地域」に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

#### ③ 環境許認可

なし

#### ④ 汚染対策

なし

#### ⑤ 自然環境面

なし

#### ⑥ 社会環境面

なし

#### ⑦ その他・モニタリング

なし

### 2) 横断的事項

なし

### 3) ジェンダー分類：

対象外

## <活動内容／分類理由>

本事業はジェンダー分類基準に該当しない。

## (10) その他特記事項

現時点ではJICA関係者（邦人）のウクライナ入国やローカル人材の活用は想

定していない。他方、大使館からの情報と外務省の渡航情報も注視しつつ、JICA 関係者（邦人）のウクライナ入国が可能な状況と判断した場合には、安全対策に万全を期した上で、速やかにその機会をとらえて経営判断を行うよう柔軟な対応をする。他方、SESU 側の事務負担軽減と専門家との円滑なコミュニケーションのため現地スタッフ（コーディネーター、通訳）をプロジェクト予算で配置することを検討する。今後、停戦等、状況が改善し、専門家派遣が可能となる場合は、事業枠組みの見直しについて検討し、先方と協議する。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

①上位目標

SESU がウクライナの復旧・復興の基盤となる人道的地雷・不発弾対策を効率的に行うための組織能力が強化される。

②指標

2030 年の SESU による地雷・不発弾の除去面積（年間）が 2023 年に比較し拡大する。

(2) 指標及び目標値：

①プロジェクト目標：

SESU による人道的地雷・不発弾対策にかかる地雷対策ツールの効果的な運用能力が強化される。

②指標及び目標値：

指標 1：供与された機材が現場もしくは研修で使用される。

指標 2：供与された機材のための作成・更新された SOP が使用される。

指標 3：異なる地雷対策ツールを効果的に組み合わせて使用する仕組みが開発される。

(3) 成果

成果 1：機材の効果的な運用のための仕組みが開発される。

成果 2：提供された機材を適切に活用するための SESU の各職員及び部署の能力が強化される。

(4) 主な活動

活動 1-1 ウクライナの実情に即して、異なる地雷対策ツールの効果的な運用について検証する。

活動 1-2 供与された機材について、必要に応じて SOP の作成・更新を支援する。

活動 2-1 SESU の体制強化に必要となる機材を納入する。

活動 2-2 機材操作、メンテナンスに関する研修を実施する。

活動 2-3 オペレーター/技術者向けの研修カリキュラムを開発する。

活動 2-4 オペレーター/技術者向けの機材操作、メンテナンスに関する研修を実施する。

活動 2-5 トレーナー向け研修（TOT）カリキュラムを開発する。

活動 2-6 TOT を実施する（CMAC または本邦メーカーとの連携）。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- ・ SESU の組織体制拡充計画や、それに伴う取り組み課題・必要資機材の優先順位が大きく変化しない。
- ・ CMAC による協力が得られること。

### (2) 外部条件

- ・ 戦況が著しく悪化しない
- ・ 無償資金協力による機材供与が遅れないこと。
- ・ SESU による人道的地雷・不発弾対策や研修実施の役割が維持されること。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア「国家警察組織能力強化支援計画」（2005年-2007年）では、供与された捜査活動支援通信システム及び現場検分活動用機材の一部が、テロ対策機材として実際に現場で使用するには目立ち過ぎる・大き過ぎるという理由、また、所在不明や経年劣化、故障後未修理等の理由で使用されていないといった維持管理面の課題が挙げられた。

本事業においては、戦時下の国における機材供与と組み合わせた支援を想定していることから、また、供与直後に行われる機材操作方法の指導のみならず、実際の活動環境を想定したオペレーション、メンテナンスおよび活用方法に関する技術指導等についての提言を組み合わせることで、使用頻度の向上を担保する。また、課題が長期化することを前提として、地雷対策の段階毎に必要な地雷対策ツールの開発や SOP の開発を合わせて支援することで、供与機材に係る効率的な人材育成と効果的な運用を図る。

## 7. 評価結果

本事業は、ウクライナの復興政策、緊急期から開発期にわたるニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また、計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

## 8. 今後の評価計画

### (1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

### (2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後 事後評価

以上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

他の専門家との協働

別紙

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

## 共通業務内容

### 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

### 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

### 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指

標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

## (参考) 別途派遣する専門家の業務内容

## &lt; 指導科目 &gt;

## ドナー連携 (第三国支援) /業務調整

本専門家は、以下の業務を行うためにカンボジア、CMAC に配置される予定である。

## &lt;派遣の目的&gt;

1. ウクライナ国内の地雷・不発弾対策にかかる被害状況・取り組み実施体制、他ドナーの活動状況などの情報収集・関係者間での共有が適切になされる
2. 各種ドナー会合・国際会議への参加を通じてドナー連携が強化される
3. ウクライナにおける地雷・不発弾対策にかかる支援・研修計画を CMAC と協力のうえ立案・実施される

## &lt;活動内容&gt;

1. 技術的な助言と提言
  - 1) 戦況の変化や無償資金協力等でウクライナ向けに導入される機材の納品スケジュールと照らして、活動年間計画作成、実施体制の策定を行う。
  - 2) JICA と SESU 間で合意された PDM (Project Design Matrix)及び PO (Plan of Operation)の管理を行い、必要に応じて JICA に対して変更の提案を行う。
  - 3) 戦略・計画に基づいたセミナー開催・研修など SESU の能力強化に資する技術的助言を行う。
  - 4) SESU のニーズを踏まえた活動計画に基づき、CMAC 及び他の専門家 (主として研修計画) に対して指導内容の助言を行う。
  - 5) ウクライナ国内の地雷・不発弾対策にかかる被害状況・取り組み実施体制などの情報更新についてとりまとめを総括する。
2. プロジェクト運営管理
  - 1) ウクライナ (SESU) 支援の窓口としてとして、ウクライナ・カンボジアおよび日本側関係者と協働しながら、協力計画 (実施計画、年間計画) を策定する。
  - 2) ウクライナ向け年間計画 (専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画) の管理を行う。

- 3) プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、他専門家、JICA 事務所と連携し、その解決にあたる。
- 4) その他、関係省・ドナー・NGO・大学・民間企業など外部関係機関との渉外、広報のとりまとめを行う。

<期待される成果>

1. ウクライナ国内の地雷・不発弾対策にかかる被害状況・取り組み実施体制、他ドナーの活動状況などの情報収集・関係者間での共有が適切になされる
2. 各種ドナー会合・国際会議への参加を通じてドナー連携が強化される
3. CMAC の知見を活かしたウクライナの地雷・不発弾対策にかかる支援・研修計画が立案・実施される

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：紛争影響国や地雷・不発弾分野における能力強化

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ウクライナ・カンボジア及び欧州地域

② 語学能力：英語

※なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2024年3月～2027年7月

### (2) 業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約 65人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月10.05を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

#### 2) 渡航回数を目途

全46回（内訳：ポーランド16回、カンボジア30回）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、本邦・業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

1) 地雷対策分野における専門的な知見の提供及びワークショップ・研修の実施をウクライナとの地雷対策分野での協力実績があり、他の地雷・不発弾汚染国への研修プログラムの実施実績がある本邦および第三国研修実施国の機関、コンサルタント、専門家、NGO 等への再委託とすることを認める。（後述の（5）成果に係る業務内容では1）～4）に関連する。）具体的な業務内容は以下の通り。

- 機材操作・メンテナンスにかかるワークショップや研修の実施
- SOP のドラフトや技術規範に係る助言をするための専門的な知見の提供
- 改善に必要な専門的な知見の提供

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- ALIS SOP協議資料
- 基礎情報収集・確認調査 最終報告書

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有 <del>無</del>
2	通訳の配置 (*語↔*語)	有(*名) <del>無</del>
3	執務スペース	有 <del>無</del>
4	家具(机・椅子・棚等)	有 <del>無</del>
5	事務機器(コピー機等)	有 <del>無</del>
6	Wi-Fi	有 <del>無</del>

#### (6) 安全管理

現状は JICA 安全対策措置に則り、安全上の懸念があることから現時点では邦人のウクライナへの渡航は想定していない。そのため、事業実施にあたってはオンライン、本邦、第三国での研修を基本とする。他方、今後の安全管理体制の確立等により、JICA 関係者(邦人)のウクライナ入国が可能と判断した場合には、安全対策に万全を期した上で、ウクライナ国内で活動を実施する。ウクライナへの渡航が可能となった際の研修方法・場所変更にあたっては、受注者と JICA の間で協議し必要な人月・経費を改めて計上する。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成にあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2023年10月版)」(以下同じ)を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 報酬について

現時点では本件業務はウクライナ国内での業務は想定していない。そのため、報酬単価については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象とはしません。ただし、今後情勢が変化し、現地業務渡航を行う必要が生じた場合、該当する人月分については、その段階で適切な単価を用いた契約変更を行うものとします。

## (2) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

## (3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

### 【上限額】

266,575,000円（税抜）

なお、定額計上分 151,258,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（4）別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

## (4) 別見積りについて（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

- 1) 上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修にかかる経費(3回分)	第2章 特記仕様書案第4条 (1) プロジェクトの活動に関する業務	31,534,000円	受入期間の業務人月 10.05人月の報酬 (内訳: 2号/3.0人月、 3号/3.0人月、5号/4.5 人月)	報酬
			12,000,000円	直接経費	国内業務費
2	現地国内セミナー(オンライン)開催費用	第2章 特記仕様書案第4条 (1) プロジェクトの活動に関する業務	2,400,000円	会場借上、資料印刷、 軽食費用等。300千円 ×8回を想定	一般業務費- セミナー等実施 関連費
3	資料翻訳費		1,500,000円	ウクライナ関係者と共有するガイドライン、 マニュアル、報告書等 にかかる翻訳費	一般業務費-資料 等翻訳費
4	第三国研修再委託(カンボジア)	第2章 特記仕様書案第4条 (1) プロジェクトの活動に関する業務、第6	20,000,000円	地雷除去機およびALIS にかかる研修に必要な 経費。旅費、会場借 上、資料印刷他。地雷 除去機(1回あたり約	現地再委託費

		条再委託		12名、9日)、ALIS (1回あたり約12名、7日) を、それぞれ2回づつ想定。	
5	第三国研修再委託 (ポーランド/現地受入れ支援/協力機関への支払)	第2章 特記仕様書案第4条 (1) プロジェクトの活動に関する業務、第6条再委託	20,000,000円	ALISにかかる研修をポーランドで実施する場合を想定。会場借上費用、資料作成、宿泊、食事費用等を想定。	現地再委託費
6	ALIS、除去機にかかる研修教材開発経費	第2章 特記仕様書案、第6条再委託、第7条機材調達	10,000,000円	ALIS、除去機にかかる研修に必要な教材の開発、資機材等	現地再委託費
6	機材操作研修再委託 (本邦企業等)	第2章 特記仕様書案第6条再委託	20,000,000円	本邦関係企業での研修を想定。会場借上費、交通費等。約12名、4週間程度を想定。	国内再委託費
7	地雷除去実習用機材	第2章 特記仕様書案第7条機材調達	10,000,000円	地雷処理にかかる個人装備品等一式、情報処理用タブレット、地雷探知機材等	機材費
8	通訳・現地コーディネーター費用	第2章 特記仕様書案第4条2.(4) ⑨通訳及び現地コーディネーターの配置について	23,824,000円	通訳 (日⇄ウクライナ) の旅費及び備上費用 (本邦調達を想定)  通訳 (英⇄ウクライナ) 及び現地コーディネーターの備上費用 (現地調達を想定)	通訳 (日⇄ウクライナ) : 旅費 (航空賃)、旅費 (その他)、通訳備上費  通訳 (英⇄ウクライナ) 及び現地コーディネーター : 一般業務費-特殊傭人費
定額計上金額(合計)			151,258,000円		

(6) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(7) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICA が想定している渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【カンボジア】

東京⇒バンコク⇒プノンペン（タイ国際航空）

東京⇒ホーチミン⇒プノンペン（ベトナム航空）

【ポーランド】

東京⇒ワルシャワ（ポーランド航空）

東京⇒フランクフルト⇒ワルシャワ（ルフトハンザ航空）

東京⇒ドーハ⇒ワルシャワ（カタール航空）

東京⇒イスタンブール⇒ワルシャワ（トルコ航空）

(8) 業務実施上必要な機材の取扱いについて

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

上記に記載がない国についてはOANDA レートを使用してください。

(10) その他留意事項

本業務の実施に必要な通訳（日⇄ウクライナもしくは英⇄ウクライナ）、現地コーディネーターの配置を認めます。配置する場合にはその費用を計上してください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
(2) 要員計画/作業計画等	15	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	<b>(20)</b>	
	<b>業務主任者 のみ</b>	<b>業務管理 グループ</b>
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)